

序章 指針の策定にあたって

1 策定の背景

河川におけるこれまでの行政の取り組みとして、まちを洪水から守る「治水」という観点から河川整備が進められ、昭和39(1964)年に新河川法が制定され、水を利用し生活を豊かにする「利水」という観点が加わりました。

この治水・利水を中心とした川づくりが進められた結果、コンクリートで囲まれた三面張りの川ができるなど、川の持つ自然の豊かさは失われつつありました。

その後、昭和50年代後半から徐々に川と人の関係や生物の生息環境に配慮した川づくりが始められ、平成2(1990)年には、従前の治水・利水を中心とした川づくりから、これらに環境を調和させる「多自然型川づくり」へと大きな転換が行われました。

平成9(1997)年には河川法が改正され、これまでの治水・利水に加えて、河川環境の整備と保全が河川法の目的の中に明記されました。

このような形で整備されてきた河川環境ですが、課題が残る川づくり^{※1}も見られたため、国土交通省では、平成18(2006)年、これまでの「多自然型川づくり」から「多自然川づくり^{※2}」へ、すべての川づくりの基本となる指針を示しました。

札幌市においても、これまで「多自然型川づくり」などを基本とした河川環境整備を行ってきましたが、今後、環境に配慮した川づくりを進めていく上で、基本的な方向性を明確にする必要性が出てきました。

札幌市河川環境指針は、こうした川づくりに求められる変化を勘案しつつ、よりよい河川環境を保全・創出するために策定するものです。

◆ 河川行政の流れ ◆

明治29(1896)年
旧河川法制定
(治水)

昭和39(1964)年
河川法制定
(治水・利水)

高度経済成長
治水中心の河川整備

昭和50年代終わり頃
親水：階段護岸
環境：魚巢ブロック、緑化ブロック
修景：護岸にレリーフなど

昭和60年代
本格的な河川の景観設計
ふるさとの川モデル事業

平成2(1990)年
多自然型川づくり

平成9(1997)年
河川法改正
(治水・利水・環境)

住民の意見を反映した
河川整備計画制度

平成18(2006)年
多自然川づくり基本指針

平成18(2006)年
美しい河川景観の形成と
保全の推進について

平成20(2008)年3月
河川環境の整備・保全の取り組み
中小河川に関する河道計画の
技術基準

※1 課題が残る川づくり

「多自然型川づくり」として行われた事例の中には、評価されている事例がある一方で、画一的な河川形状で計画したり、川底や水際を単調にすることにより、かえって河川環境の劣化が懸念されるような課題が残る川づくりも見られます。(多自然型川づくりレビュー委員会 一多自然川づくりへの展開一)

※2 多自然川づくり

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいいます。(国土交通省 多自然川づくり基本指針)

2 対象河川

本指針で対象にしている河川は、札幌市が管理する河川です。

札幌市が管理する河川は、下表のように一級河川の一部の区間、準用河川、普通河川となります。

また、北海道が管理している一級河川や二級河川の一部の区間で札幌市が工事及び維持を行う場合も本指針の対象とします。

なお、本指針では、これらの対象河川を以後、札幌市の河川と記載します。

■河川の区分

河川には、河川法により規定される河川と、市町村の条例により規定される普通河川があります。

河川法では、重要性により一級河川と二級河川に分類しています。一級河川の管理は、国土交通大臣が行い、二級河川の管理は都道府県知事が行うことになっています。このほか、一級河川と二級河川以外で市町村長が指定した河川については、二級河川の規定が準用され(「準用河川」といいます)、市町村長が管理することになっています。

河川法上の位置づけのない普通河川は、札幌市普通河川管理条例により、札幌市が管理しています。

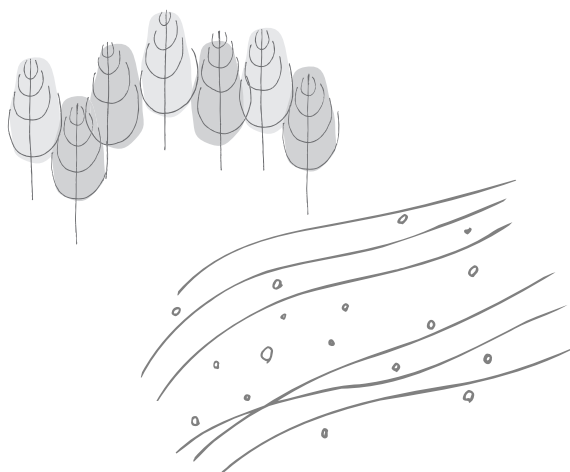
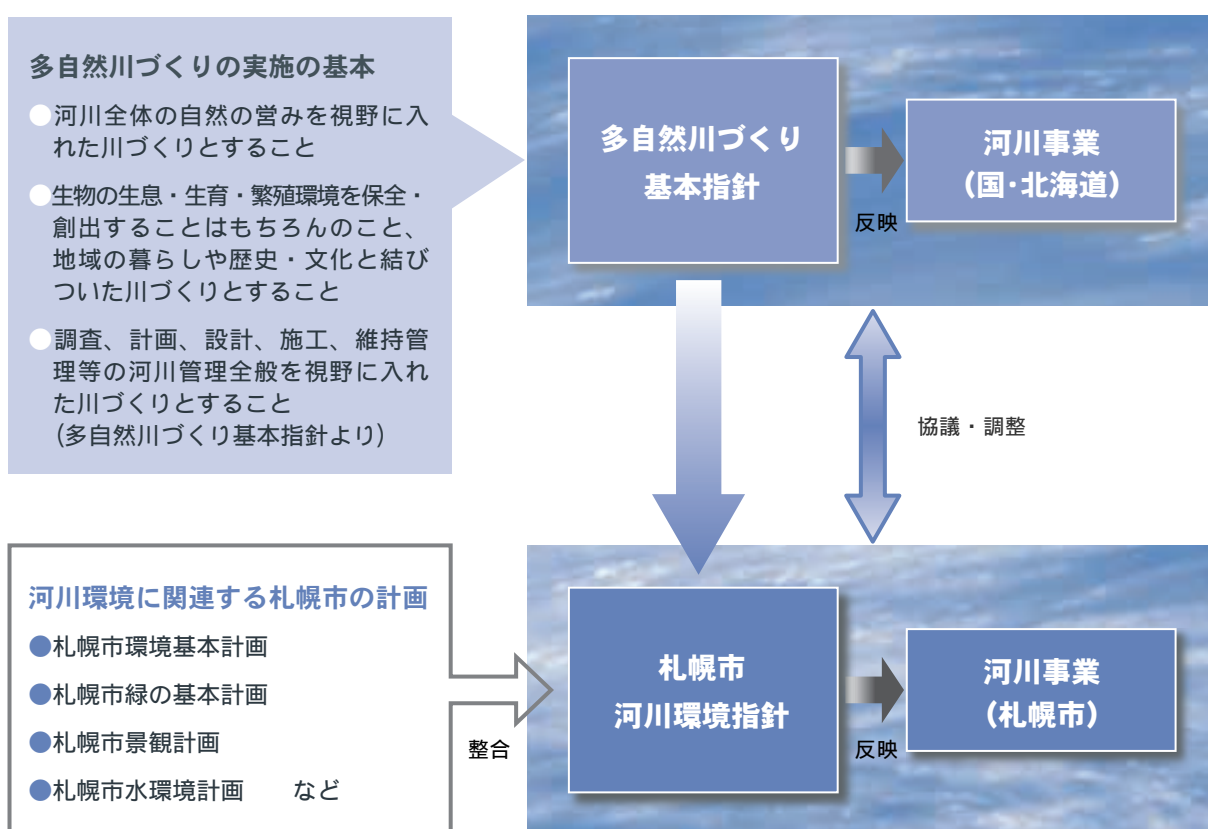
河川の種類		河川管理者	工事・維持	内 容	河川例※	
河川法	一級河川	直轄区間	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣が指定した河川 (河川法第4条第1項)	豊平川下流 創成川下流 雁来新川 等
			北海道知事	北海道知事	一級河川のうち、北海道知事が管理を行う区間 (河川法第9条第2項)	豊平川上流 月寒川 厚別川 等
		指定区間	北海道知事	札幌市長	一級河川指定区間のうち、札幌市長が維持・管理を行う区間 (河川法第16条の3第1項)	丘珠藤木川 藤野沢川 穴の川 等
			札幌市長	札幌市長	一級河川のうち、札幌市長が管理を行う区間 (河川法第9条第5項)	安春川 山鼻川 篠路拓北川 等
	二級河川	新川水系	北海道知事	北海道知事	北海道知事が指定した河川 (河川法第9条第2項)	新川 星置川 琴似発寒川 等
		星置川水系	北海道知事	札幌市長	二級河川のうち、札幌市長が維持・管理を行う区間 (河川法第16条の3第1項)	手稲土功川 西野川 旧中の川 等
準用河川		札幌市長	札幌市長	河川法の二級河川規定の一部を準用し、札幌市長が管理する河川 (河川法第100条第1項)	創成川上流 篠路川 精進川上流 等	
札幌市普通河川管理条例	普通河川	札幌市長	札幌市長	河川法で規定される河川以外で札幌市長が指定した河川	吉田川 円山川 真駒内用水 等	

※1つの河川の中で区間ごとに一級(二級)、準用、普通河川などと数種類に分かれている場合があります。

3 位置づけと目的

河川環境を考えていく上での基本として、平成18年(2006)に国土交通省より「多自然川づくり基本指針」が示されています。本指針は、「多自然川づくり基本指針」を受け、これからの札幌市の河川環境について、目指す姿や方針、事業の基本的な進め方を示し、今後の河川事業にその考え方を反映させていくものです。

なお、指針策定にあたっては、「札幌市環境基本計画」や「札幌市緑の基本計画」、「札幌市景観計画」、「札幌市水環境計画」などの河川環境と関係する札幌市の計画との整合を取っています。



4 指針の構成

札幌市河川環境指針は、札幌市の河川の特徴や札幌市の川づくりの現状と課題、基本方針と基本方針の展開、指針の実現といった次のような構成となっています。

■札幌市河川環境指針の構成

